

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	ハンセン病療養所入所者等補償金	事業開始年度	平成13年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 難波 吉雄		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	ハンセン病療養所等入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(別添)	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に支給。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、対象者に補償金を支給する。					
実施状況	これまでに合計3,982名に対して補償金の支給を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	586	585	585	585	585
	執行額	1,073	1,000	121		
	執行率	183.1	170.9	20.7		
	総事業費(執行ベース)	1,073	1,000	121		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先・使途の把握については、官庁会計システム(アダムス)により把握している。 ※本事業は直接、国からハンセン病療養所入所者等に対して補償金を支出しているため、「資金の流れ」欄及び「費目・使途」欄の記載を省略。				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律においても、当該補償金はハンセン病の患者であった者等の癒しがたい心身の傷跡の回復と、今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するものとされており、見直しは困難である。 				
予算・監視の・所効見率化	ハンセン病療養所等入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はないが、引き続き予算の適切な執行に努めること。					
補記						